

# 屋外広告業の登録



### III 屋外広告業の登録

#### 1 登録制導入の経緯

従来、屋外広告業については、屋外広告物法に基づく各地方公共団体の条例で、「屋外広告業を営もうとする者についてはその旨の届出を義務づけることができる」とされており、岡山市においても「岡山市屋外広告物条例」において、屋外広告業を営もうとする者は市長への届出が必要であった。

しかし、平成 16 年 6 月、国による景観法の制定に伴う関係法令整備の一環として、屋外広告物法について改正が行われ、良好な景観を形成するための取り組みの一つとして、違反屋外広告物設置の主な原因となっている不良業者の排除と業界の健全な育成を目的として、各地方公共団体の条例で屋外広告業の登録制を導入することが可能となった。

このことに伴い、岡山市では平成 17 年 3 月に条例改正を行い、平成 17 年 10 月 1 日より屋外広告業の登録制の施行をする。

#### 2 用語の定義

屋外広告物法、岡山市屋外広告物条例・規則における主な用語の定義は以下のとおりとする。

##### (1) 「屋外広告物」

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに廣告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

##### (2) 「屋外広告業」

屋外広告物の表示又は廣告物を掲出する物件の設置を行なう営業をいう。

(屋外広告物の廣告主から屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいう。この場合、元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問わないが、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を請け負わないようないわゆる廣告代理業等は屋外広告業に該当しないものとされている。また、単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、現実に屋外広告物を表示したり、屋外広告物を掲示する物件の設置を行わないものも屋外広告業には該当しない。)

##### (3) 「屋外広告業者」

条例第 33 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく登録を受けて、又は条例第 33 条の 14 第 1 項の規定に基づく届出をして屋外広告業を営む者をいう。

### 3 屋外広告業の登録制

岡山市内で屋外広告業を営もうとする場合は、市内に営業所があるか否かを問わず、屋外広告業の登録を受けることが必要である。

また、登録申請の際には、一定の要件を満たした業務主任者を選任し、市内で営業を行う営業所ごとに設置しなければなりません。

なお、登録制については、各地方公共団体（都道府県、政令指定都市、中核市）ごとに条例で定めるとされており、営業を行おうとするところの地方公共団体が登録制を導入している場合は、それぞれの地方公共団体で登録を受けることが必要となる。

※ 岡山県又は倉敷市の条例が適用される区域内において、既に登録を受けて屋外広告業を営んでいる者が、岡山市内において屋外広告業を営もうとする場合は、登録を受けるのではなく、届出をすればよい（登録料が免除される。）という特例措置がある。

（後記「8 岡山県又は倉敷市の条例に基づく登録を受けた者に関する特例」を参照すること）

## 4 登録申請の手続き等

### (1) 申請書類一覧

登録を受けようとする場合は、下表に従って所定の登録申請書等に必要事項を記載し、1部を提出すること。（条例第33条の2）

【屋外広告業登録（新規・更新）申請書類一覧表】・・・○印が必要書類

書類の名称 (様式番号)	申請者の区分			備考	根拠条項		
	個人	法人 未成年					
	未成年						
登録申請書 (様式第13号)	○	○	○	納入通知書で登録手数料を納付	規則第23条の2		
略歴書 (様式第14号)	申請者	○	○	法人の場合、法人自体の略歴書も必要	規則第23条の3 第1項第1号 及び第6号		
	法定代理人	—	○	—			
	代表者	—	—	○	規則第23条の3 第1項第2号		
	法人役員 (全員必要)	—	—	○			
誓約書 (様式第15号)	○	○	○	登録申請者自身が誓約するもの	条例第33条の2 第2項 規則第23条の3 第1項第3号		
住民票の抄本	申請者	○	○	—	規則第23条の3 第1項第1号		
	法定代理人	—	○	—			
	代表者	—	—	○	規則第23条の3 第1項第2号		
	法人役員 (全員必要)	—	—	○			
	業務主任者	○	○	○	規則第23条の3 第1項第5号		
登記事項証明書	—	—	○	登録事項証明書は、6ヶ月以内に発行されたものに限る(コピーは不可) 本籍地の記載は不要	規則第23条の3 第1項第2号		
業務主任者となる資格を証する書面	○	○	○	—	規則第23条の3 第1項第4号		

※ 上記書類が不足している場合、受付ができないため注意すること。

## (2) 登録手数料等

登録手数料は、1万1千円（新規・更新とも）（条例第33条の13）

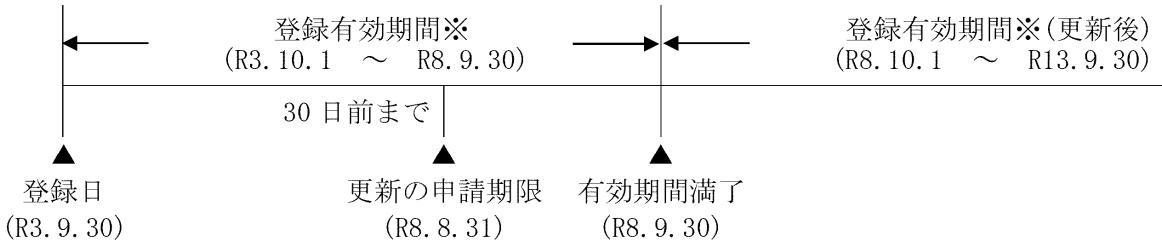
※ 登録の申請後、所定の審査を行ったうえ後日発行する納入通知書をもって、指定の金融機関で納付すること。

## (3) 登録の有効期間

屋外広告業の登録有効期間は5年間とする。5年ごとに更新の登録を受けないと登録の効力はなくなる。（条例第33条）

更新の登録を受けるには、現に受けている登録の有効期間が満了する日の30日前までに更新の登録申請をしなければならない。（規則第23条）

（例）



登録日が令和3年9月30日であった場合の登録有効期間は、令和3年10月1日から令和8年9月30日までとなり、この登録を更新する場合、令和8年8月31日までに更新の申請を行う必要がある。更新後の登録有効期間は、現に受けている登録の有効期間満了日の翌日である令和8年10月1日から令和13年9月30日までとなる。

※ 登録有効期間は、登録日（有効期間満了日）の翌日から5年間

## (4) 申請書類の提出先／提出方法／申請書類のダウンロード

○提出先 〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市都市整備局 都市・交通部 都市計画課 都市景観係（本庁舎6階）

TEL 086-803-1373 / FAX 086-803-1741

○提出方法 持参又は郵送とする。郵送の場合は申請者における担当者名および連絡先を明記すること。

## (5) 業務主任者

屋外広告業者は、市内で営業を行う営業所ごとに、業務主任者を設置して法令の規定の遵守に関すること、広告物の設置に関する工事の適正な施工や安全の確保に関すること等の業務に関する総括を行わせなければならない。（条例第35条）

### 【業務主任者となることができる要件】

- |  |
|--|
| ① 都道府県、指定都市又は他の中核市の実施する講習会の課程を修了した者                        |
| ② 登録試験機関が広告物の表示等に関し必要な知識について行う試験に合格した者                     |
| ③ 職業能力開発促進法に基づき、広告美術に関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した者 |

### 【業務主任者の責務】

- |  |
|--|
| ① 岡山市屋外広告物条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。              |
| ② 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。 |
| ③ 営業所ごとに備える帳簿のうち、規則で定める事項（規則第23条の8）の記載に関すること。                  |
| ④ 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。                              |

※ 平成17年9月30日までの改正前における岡山市屋外広告物条例第35条第1項に規定する講習会修了者等である方（屋外広告士、屋外広告物講習会修了者等）は、業務主任者となる資格を有する者とみなされる。

※ 業務主任者については、必ずしもその営業所の専任の者である必要はないが、雇用契約等により通常勤務時間中はその事業所の業務に従事できる者でなければならない。

※ 後記「11 登録後（届出後）の注意」を参照すること。

## (6) 登録の拒否をする場合

屋外広告業の登録に当たっては、下記に掲げる事項に該当していないことが必要である。また、登録申請書に虚偽の記載がある場合又は重要な事実の記載がなかった場合には、登録が受けられない。（条例第33条の4）

### 【登録の拒否をする要件】

- |  |
|--|
| ① 岡山市、岡山県又は倉敷市の条例に基づき登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者                                     |
| ② 屋外広告業者で法人であるものが登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者 |
| ③ 岡山市、岡山県又は倉敷市の条例に基づき営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者   |
| ④ 法に基づく条例（※）又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者           |
| ⑤ 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの                             |
| ⑥ 法人でその役員のうちに①から④までのいずれかに該当する者があるもの  |
| ⑦ 営業所ごとに業務主任者を選任していない者   |

※ 法に基づく条例とは、岡山市の屋外広告物条例のみならず、屋外広告物法に基づく他都道府県市の屋外広告物条例も含まれる。

## (7) 屋外広告業者登録簿

登録を受けると、屋外広告業者登録簿へ登録申請書の記載事項が登録され、一般の閲覧に供される。（条例第33条の6）

## 5 登録事項の変更の届出

登録事項に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に、市長に届け出なければならない。（条例第33条の5、規則第23条の5）

登録の変更の届出は、所定の変更届出書（様式第16号の2）とともに、変更する事項に応じて添付書類と一緒に1部提出すること。

【変更事項と必要な申請書類一覧表】

変更事項	必要書類
屋外広告業者(法人)の名称・代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2）</li><li>・登記事項証明書（法人の場合）</li></ul>
屋外広告業者(個人)の氏名	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2）</li><li>・住民票の抄本</li></ul>
屋外広告業者の住所・所在地	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2）</li><li>・登記事項証明書（法人の場合）</li><li>・住民票の抄本（個人の場合）</li></ul>
営業所の名称・所在地	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2）</li><li>・登記事項証明書（法人で、登記の変更を伴う場合）</li></ul>
役員の氏名(法人)	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2）</li><li>・登記事項証明書</li><li>・住民票の抄本 <small>※新たに役員に就任した者の分のみ</small></li><li>・略歴書（様式第14号）<small>※新たに役員に就任した者の分のみ</small></li><li>・誓約書（様式第15号）<small>※法人代表者が誓約する</small></li></ul>
法定代理人の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2）</li><li>・住民票の抄本</li><li>・略歴書（様式第14号）</li><li>・誓約書（様式第15号）<small>※未成年者本人が誓約する</small></li></ul>
業務主任者	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2）</li><li>・業務主任者となる資格を有することを証する書面の写し</li><li>・新たな業務主任者の住民票の抄本</li></ul>
岡山市内で営業を行う営業所の追加	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2）</li><li>・登記事項証明書（商業登記の変更を必要とする場合に限る）</li></ul>
岡山市内で営業を行う営業所の削除	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2）</li></ul>

※ 上記書類が不足している場合、受付ができないため注意すること。

※ 登記事項証明書及び住民票の抄本は、6ヶ月以内に発行されたものに限る。（コピーは不可）

## 6 廃業等の届出

屋外広告業を廃業・廃止した場合は、その日から30日以内にその旨を届け出なければならない。  
(条例第33条の7)

必要事項を記載し、屋外広告業廃業等届（様式第16号の3）を1部提出すること。

なお、屋外広告業者が下表のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。（条例第33条の7）

### 【廃業等の届出が必要な場合】

廃業等の届出事由	届出をする人
① 死亡した場合	その相続人
② 法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
③ 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
④ 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人
⑤ 本市の区域内において屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

※ ①については、その事実を知った日から30日以内に届け出なければならない。

## 7 登録の取消し等

屋外広告業者が次に掲げる事由に該当した場合は、その登録を取り消すか、6ヶ月以内の期間を定めて、営業の全部又は一部の停止を命じる行政処分が科せられる。（条例第33条の11）

### 【登録の取消し等が行われる場合】

① 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき
② 登録の拒否要件に該当することとなったとき
③ 登録事項の変更の届け出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
④ 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき

なお、上記処分がなされたときは、屋外広告物監督処分簿にその内容が記載され、公衆の閲覧に供される。（条例第33条の12）

## 8 岡山県又は倉敷市の条例に基づく登録を受けた者に関する特例

### (1) 届出書類一覧

岡山県又は倉敷市の条例に基づき登録を受けて屋外広告業を営んでいる者が、岡山市内で屋外広告業を営む場合、新たに登録を受ける必要はなく、下表に従って所定の「特例屋外広告業届」に必要事項を記載し、1部提出すること。（条例第33条の14）

【特例に基づく屋外広告業届の届出書類一覧表】・・・○印が必要書類

書類の名称 (様式番号)	申請者の区分			備 考	根拠条項
	個 人	未成 年	法 人		
特例屋外広告業届 (様式第16号の8)	○	○	○	手数料は不要	条例第33条の14 規則第23条の10 第1項
岡山県又は倉敷市の登録を受けたことを証する書面	○	○	○	屋外広告業登録済証の写し (有効期限内のもの)	規則第23条の10 第2項
業務主任者となる資格を証する書面	○	○	○	屋外広告物講習会修了証書の写しなど	規則第23条の10 第2項

※ 上記書類が不足している場合、受付ができないため注意すること。

なお、岡山県又は倉敷市の条例に基づき登録を受けて屋外広告業を営んでいる者が、岡山県又は倉敷市の条例に基づいて「更新の登録」を受けた場合、再度、上記の届出が必要となる。

### (2) 届出手数料

必要なし。

### (3) 屋外広告業届出簿

特例屋外広告業届を提出すると、屋外広告業届出簿へ届出事項が記載され、一般の閲覧に供される。（条例第33条の14）

#### (4) 届出事項の変更について

届出に係る事項について変更があったとき、又は本市の区域内で屋外広告業を廃止したときは、岡山県又は倉敷市に届出を行ったときから30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。（条例第33条の14、規則第23条の10）

【変更事項と必要な申請書類一覧表】

変更事項	必要書類
屋外広告業者(法人)の名称・代表者の氏名	・特例屋外広告業届出事項変更届（様式第16号の10） ・屋外広告業登録済証の写し（新たに発行された場合に限る）
屋外広告業者(個人)の氏名	・特例屋外広告業届出事項変更届（様式第16号の10） ・屋外広告業登録済証の写し（新たに発行された場合に限る）
屋外広告業者の住所・所在地	・特例屋外広告業届出事項変更届（様式第16号の10） ・屋外広告業登録済証の写し（新たに発行された場合に限る）
営業所の名称・所在地	・特例屋外広告業届出事項変更届（様式第16号の10） ・屋外広告業登録済証の写し（新たに発行された場合に限る）
業務主任者	・特例屋外広告業届出事項変更届（様式第16号の10） ・業務主任者となる資格を有することを証する書面

#### (5) 営業の停止

他都市の屋外広告物条例、岡山県又は倉敷市などの屋外広告物条例に違反したときは、6ヶ月以内の期間を定めて、営業の全部又は一部の停止を命ずることがある。（条例第33条の14）

なお、上記処分がなされたときは、屋外広告業者監督処分簿にその内容が記載され、公衆の閲覧に供される。（条例第33条の12）

#### (6) 届出の効力について

岡山県又は倉敷市の条例に基づく登録がその効力を失ったときは、屋外広告業者届出簿から当該屋外広告業者に係る記載を抹消する。（条例第33条の14）

#### (7) 廃業等の届出について

前記「6 廃業等の届出について」を参照すること。

## 9 立入検査等

市長は、本市の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその命じた者をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。（条例第26条）

## 10 罰則

屋外広告業の登録に関し、条例に違反した場合、罰則が科せられる。（条例第41条から第44条まで）

### 【登録（届出）に関する罰則】

① 登録をしないで屋外広告業を営業した場合	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
② 不正の手段によって登録（更新登録含む）を受けた場合	
③ 営業の停止命令に違反した場合	30万円以下の罰金
④ 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	20万円以下の罰金
⑤ 業務主任者を選任しなかった場合	
⑥ 報告や立入検査を拒んだり妨げる等の行為を行った場合	5万円以下の過料
⑦ 廃業の届出を怠った場合	
⑧ 標識を掲示しなかった場合	
⑨ 標識を備え置かなかったり、虚偽の記載をしたり、保存しなかった場合	
⑩ 特例に基づき市へ届出をしている者が、その届出に係る事項について変更があった場合又は廃止をしたときに、その届出を怠った場合	

## 1 1 登録後（届出後）の注意事項

### (1) 標識の掲示

屋外広告業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に以下の事項を記載した標識を掲示しなければならない。（条例第33条の9、規則第23条の7）

○条例第33条の規定による屋外広告業者 …屋外広告業登録票（様式第16号の4）

○条例第33条の14の規定による特例屋外広告業者 …特例屋外広告業届出票（様式第16号の5）

#### 【標識に掲げる事項】

① 商号、氏名又は名称
② 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
③ 登録番号及び登録年月日又は届出番号及び届出年月日
④ 業務主任者の氏名
⑤ 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### (2) 帳簿の備付け

屋外広告業者は、広告物の表示又は設置の契約ごとに下記の表に掲げる内容を記した帳簿を作成し、これを営業所に備え置かなければならない。

ただし、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって前項の帳簿への記載に代えることができる。

帳簿は事業年度の末日で閉鎖し、その後5年間保存しなければならない。

（条例第33条の10、規則第23条の8）

#### 【帳簿の記載事項等】

① 注文者の氏名又は名称及び住所
② 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
③ 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
④ 表示した広告物の内容
⑤ 当該表示又は設置の年月日
⑥ 請負金額

### (3) その他

登録(届出)事項に変更があった場合や屋外広告業を廃業・廃止した場合、届出が必要である。

前記「5 登録事項の変更の届出について」、「6 廃業等の届出について」、「8 (4) 届出事項の変更について」又は「8 (7) 廃業との届出について」を参照すること。

## 1 2 登録申請書類の記入要領

### 1 屋外広告業登録申請書（様式第13号）

- (1) 「申請者」の欄では、申請書を提出する年月日と申請者の氏名及び住所（法人の場合は法人名と代表権を有する代表者の氏名および本社、本店等の所在地）を記入してください。
- (2) 「登録の種類」の欄は、「新規」又は「更新」のいずれか該当するものを○で囲んでください。
- (3) ※印のある欄は記入しないでください。
- (4) 「氏名」の欄は、個人の場合には氏名（商号、屋号等がある場合には併記してください。）、法人の場合は法人名と代表権を有する代表者の氏名を記入してください。
- (5) 「法人・個人の別」の欄は該当する者を○で囲んでください。
- (6) 「住所」の欄は、個人の場合は本人の住所、法人の場合は主たる営業所（本社・本店等）の所在地を記入してください。
- (7) 「1 岡山市内において営業を行う営業所の名称」の欄には、岡山市を営業エリアとして営業を行う営業所を全て記入してください。

「営業所」とは、広告物の表示又は設置に関して、常時請負契約を締結する等営業の場所的中心となる事務所をいい、作業所、連絡事務所等は該当しません。営業所が岡山市内に実際にあるか否かは問いません。

市外にある営業所であっても、岡山市で営業する場合には記入してください。なお、欄が不足する場合には別紙として同様に記入してください。

- (8) 「2 業務主任者の氏名および所属する営業所の名称」の欄については、上記(7)で記入した営業所について、その営業所に設置される業務主任者についてそれぞれ記載してください。

業務主任者は、当該営業所の専任の者であることまでは要しませんが、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、通常勤務時間中はその営業所の業務に随時従事しえることが必要です。「摘要」の欄については業務主任者となる資格のうち、当該業務主任者が該当する資格（屋外広告物講習会修了者、屋外広告士等）の名称を記載してください。

- (9) 「3 法人である場合の役員」の欄は、当該法人の役員の役職名と氏名を記入してください。  
(代表者以外の役員についても記入してください)

なお、役員とは次に掲げる方が該当します。

業務を執行する社員・・・合名会社の社員又は合資会社の無限責任者

取締役 ・・・有限会社、株式会社等の取締役

執行役 ・・・株式会社の執行役

これらに準ずる者 ・・・法人格のある各種の組合等の理事等

※ 監査役は役員に含まれません。

- (10) 「4 未成年者である場合の法定代理人の氏名および住所」の欄は、登録申請者が未成年者である場合には、法定代理人の氏名および住所を記入してください。

- (11) 「5 他の地方公共団体における登録番号」の欄は、他の都道府県等で屋外広告業の登録を受けている場合は、記入してください。

## **2 登録申請者等の略歴書（様式第14号）**

- (1) 法人の場合法人自体の略歴書も必要です。
- (2) 「本人・法定代理人・法人の役員・法定代理人(法人)の役員」のうち、該当するものを○で囲んでください。
- (3) 「現住所」の欄は、法人の場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
- (4) 「職務内容及び役職名」の欄は、現在に至るまでの職務又は業務内容および役職名を記入してください。
- (5) 「行政処分等」の欄は、屋外広告業に関する行政処分等の賞罰について記入してください。特になければ「該当なし」と記入してください。

## **3 誓約書（様式第15号）**

- (1) 誓約書は1つの申請につき1枚、登録申請者が代表して誓約し、提出してください。